

令和2年第4回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和2年12月18日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	樫山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	中島正博	総務政策課員	芝健治
企画員		企画員	
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課員	宮本真里	住民生活課員	木村陽子
企画員		企画員	
企画員	陸平志保	住民生活課員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	企画員	
		産業建設課員	山根康生
		企画員	

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	三浦 誠

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 16号 上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 報告第 17号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 報告第 18号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 80号 上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 5 議案第 81号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 6 議案第 82号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 7 議案第 83号 上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 8 議案第 84号 上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 9 議案第 85号 上富田町印鑑条例（案）
- 日程第 10 議案第 86号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 11 議案第 87号 上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 12 議案第 88号 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 13 議案第 89号 上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

- 日程第14 議案第 90号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(案)
- 日程第15 議案第 91号 上富田町介護保険条例等の一部を改正する条例 (案)
- 日程第16 議案第 92号 上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例 (案)
- 日程第17 議案第 93号 上富田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
(案)
- 日程第18 議案第 94号 上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例 (案)
- 日程第19 議案第 95号 上富田町学校給食センター条例の一部を改正する条例
(案)
- 日程第20 議案第 96号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例 (案)
- 日程第21 議案第 97号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第 98号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第 99号 令和2年度上富田町一般会計補正予算 (第6号)
- 日程第24 議案第100号 令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予
算 (第2号)
- 日程第25 議案第101号 令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算 (第2
号)
- 日程第26 議案第102号 令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
(第1号)
- 日程第27 議案第103号 令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第2号)
- 日程第28 議案第104号 令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予
算 (第1号)
- 日程第29 議案第105号 令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第1号)
- 日程第30 議案第106号 令和2年度上富田町水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第31 議案第107号 令和2年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算 (第
1号)
- 日程第32 議案第108号 上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例 (案)
- 日程第33 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 3 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 5 議案第 1 0 9 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 3 6 発委第 4 号 上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 3 7 議員派遣の件について
- 日程第 3 8 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 2 年第 4 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 8 時 5 7 分

再開 午前 9 時 1 8 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第 1 報告第 16 号～日程第 31 議案第 107 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 報告第 16 号、上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第 31 議案第 107 号、令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）の件まで 31 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

△日程第 1 報告第 16 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 報告第 16 号、上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより、報告第16号、上富田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。
本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

△日程第2 報告第17号

○議長（大石哲雄）

日程第2 報告第17号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、報告第17号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第3 報告第18号

○議長（大石哲雄）

日程第3 報告第18号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

専決処分に対する質問をします。

町長に質問します。

専決処分は、地方自治法第179条で定められています。平成18年の法改正により、議会の権限に属することを町がやむを得ない場合に代わって行う制度であることを踏まえ、運用に当たって制度の趣旨を逸脱することがないように、緊急性を要する場合に限定して明確化するため、「招集のいとまがないとき」を「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」と改めました。議員必携には、「もし招集する時間的余裕があったと思われるのに、町村長が主観的に時間的余裕がないと専決処分をしたというようなことがあれば、議会として、毅然たる態度で不承認として、町村長に反省を与え、今後を戒めるべきである」とあります。

また、11月6日付けで、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて、「給与条例の改正は、議会でも十分審議の上行うこととし、地方自治法第179条の規定に該当する場合を除き、専決処分によって行うことのないようにする」と総務副大臣名で通知まで来ています。

自治法と通知を踏まえて和歌山県の多くの自治体は、国会での国家公務員の給与に関する法律の成立日の動向を踏まえて、臨時議会を11月末に入れる、議会を早めるなど

の対応を取り審議しました。上富田町に災害など他の議会と違う状況がないにもかかわらず議を開かないのは、国の通知と自治法の専決処分の厳格化から見て議会軽視になりませんか。なぜ開かなかったのか。理由も含めて、国の通知と自治法との関係で答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

6番、吉本議員の質問にお答えをいたします。

議会軽視にはなっていないと私は判断しております。決算審査特別委員会の最終日に時間を取っていただき、この件については一度説明をしております。議員のほうにもきちんとした報告もしております。それと、議会運営委員会を開催していただいて議会運営委員会の中で全体的な方向として、今後、人事院勧告等のものについては専決処分で行っていく方向でよしという判断をしていただいております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

決算委員会の後に説明されたと言いますが、その説明は当局の説明でありまして、そこであるかどうかを審議する場ではありません。それと、議会を招集するのは議運ではありません。町長の裁量であるとあります、議員必携を見ても、町長が議会を招集することです。ですから、町長が自ら、議運で相談していただくのではなくて、町長が招集して初めて議長がどうするかということになるわけで、今言われたような議運で審議していただくというのは本来行政の在り方として自治法からいってもおかしいことで、町長が招集したのかしなかったのかということが問題になるわけです。

ですから、先ほども言いましたように、説明の際にも副大臣通知で専決処分を行えないようにすることということが出ているという説明も、そのときされておられません。議員はその説明を受けた後、それがどうであるかということを確認して、おかしければ行政に対して説明を行ったけれども、こういうことが調べたらあるから、これは専決処分の項目ではないということを行政に述べるのが議員の責任であります。だから、それを受けて、どう判断したのかということになるわけです。

先ほども言いましたように、議運がどうのという問題ではありません。町長が招集しなかったのはなぜなのかという質問です。再度答弁ください。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

私のほうは、議案として上程するかどうかを議運のほうで諮っていただいて、議会の日程を決めるのは議運でありますので、議運のほうに諮って相談をした結果でございます。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。3回目です。

○6番（吉本和広）

自治法は、町長が議運に相談を入れて議会を招集するというようなことではない。そういう問題ではないわけです。議会は招集を受けて日程をどうするかというのを諮るのが議運です。議事をどういうふうに進めていくのか、日程を、そう言われたけれども、これでいいのかということを決めるわけであって、招集をするのは、さっきも言いましたけれども、議運がほな招集するのかしないのか、するべきなのかしないのかと、そんなことをするのは議運の権限ではありません。議会を招集する権限は町長にある。ほかの人にはありません。町長のみです、あるのは。だから、町長がそれを招集して初めて日程とかがそれでいいかどうかというようなことが論議されるのであって、その招集のときから相談するということは、議会と行政のなれ合いにしかならないと思います。その辺、もう一回再度答弁いただきたいのと、もう1点質問です。

コロナ対策で国はG o T oキャンペーンなど内需を拡大し、宿泊施設などが収益を得られるようにするために予算を使いました。高価なホテルほど先に予約が入ると聞きました。

（「そんなことは言うたらあかんで。趣旨違うやろ」の声あり）

○議長（大石哲雄）

暫時ちょっと休憩します。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時30分

○議長（大石哲雄）

再開します。

○6番（吉本和広）

町はコロナ対策のために内需を拡大するために商品券や町の券を使用しました。

(「関係ないわらよ、そのことに」の声あり)

○6番(吉本和広)

いや、関係ある。

(「関係ないわらよ。報告第18号やで。コロナのこと、関係ないで」の声あり)

○6番(吉本和広)

コロナの関係で人勧のことで専決処分するということだと思っんですけども、国が言っているのは。職員の給与を減らすということについて、国の人勧は新型コロナのことでこういう事態になっていると。だから地方公務員の0.05を引き下げるということに至っていると思っんですけども。だからコロナのことでどうなのかということの質問なんですけれども、おかしいですか。人事院勧告に基づいて、要するに職員の給与を引き下げるといふような。

(「多少下げなさいよとなったんやろう」の声あり)

○議長(大石哲雄)

最後までちゃんと質疑をしてください。構わんですよ。質疑してください。

○6番(吉本和広)

ありがとうございます。

内需を増やすために行いました。町の職員の給与削減は、国や町の内需を増やすという施策に反しませんか。町長は、町の特別給削減は町の内需を増やし、町の地域経済を活性づけるものになるとお考えですか。

○議長(大石哲雄)

ちょっと暫時休憩。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時32分

○議長(大石哲雄)

再開します。

町長、奥田君。

○町長(奥田 誠)

答弁をいたします。

私は、議会運営委員会のほうに、11月30日に議会を開会してほしいという意思を表示しました。その中で議会運営委員会の中で、その部分は専決処分として方向でよいよという判断をしていただきましたので、今回の提出になりました。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時35分

○議長（大石哲雄）

それでは、再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

報告第18号、専決処分を求めることに対する反対討論を行います。

全国の公務員はコロナ禍や頻発する自然災害をはじめ、国民の命や暮らし、権利を守るために、コロナ感染を恐れながらも公務労働者は現場で奮闘しています。上富田町の職員もコロナ禍の中、コロナ対応などの様々な業務に、この間、奮闘しています。特別給の引下げは職員の奮闘に冷や水を浴びせるものであり、モチベーションの低下は免れません。

コロナの影響で悪化する日本経済の立て直しを図るためには、全ての労働者の賃上げで内需を拡大することが求められます。日本経済は昨年10月の消費税増税の影響で深刻な不況に陥り、その最中に新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で極めて厳しい状況にあり、生活悪化にも拍車がかかっています。国家公務員の給与決定は労働者全体の1割を超える約770万人に影響すると言われており、現在の日本経済や国民生活の

実態を顧みると、公務員の賃上げで労働者全体の賃上げにつなげて、内需を拡大していくべきであると考えます。

新型コロナの影響で公務員の賃金が引下げになれば、来年の民間の賃金がベアゼロや賃下げ攻撃が一層強まり、来年の人事院勧告に向けて悪影響が及ぶことも考えられ、経済がしぼんでいくという負のスパイラルに陥ってしまう可能性も否定できません。地域経済、日本経済を立て直していくためにも、町職員の特別給を削減するべきではありません。

よって、本議案に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

報告第18号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の報告に賛成討論をいたします。

今、いろいろ吉本議員からも質疑はありましたけれども、そもそも国の公務員のお話もあった中で、この報告は町の条例であります。だから、町の条例ですから我々はこの中のことで限定されるべきで、国の内需とかそういう話はまず関係ない。

それから、私どもは決算委員会で当局からご説明を聞きました。専決するよという話は聞いていたんで、そうであるならば、事前に私たち議員もそれを調べて、委員会を開催するなり、やろうと思えば本議会も開けるわけですよ。今になってこう言うというのはどうなのかなとやっぱり思います。この件は我々議会側の見識が問われるべきであって、当局に対して言うべきことではありませんので、私はこの報告は妥当と考えますので賛成をいたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、報告第18号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第4 議案第80号

○議長(大石哲雄)

日程第4 議案第80号、上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(案)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第80号、上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(案)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第81号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第81号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第81号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第82号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第82号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第82号への質問を行います。

5点、質問いたします。

1点、会計年度任用職員の期末手当引下げについて、どのような議論がされたのでしょうか。

2つ目、和歌山県の人事委員会勧告は、会計年度任用職員については給与実態から対象として除外しています。一般職員と同様に引き下げる理由は何ですか。

3つ目、条例改正による影響は、7時間30分働いている会計年度職員にどれぐらいの影響がありますか。一人一人にどれぐらいの、平均1人どれぐらいの影響になりますか。全体でどれぐらいの金額の影響が出ますか。

4点目、会計年度職員の期末手当引上げについて、国からの指導はどのようなものでしょうか。

5点目、会計年度職員の特別給は今年度、年2.6月と、一般職員に比べて低く抑えられているため、一般職員と同じ支給割合で引き下げると較差が一層広がることとなりますが、その点はどう考えているのでしょうか。

以上、5点質問します。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

6番、吉本議員のご質疑にお答えします。

まず1点目、会計年度任用職員の期末手当の引下げについてどのような議論がされたのかということですが、それと2点目の和歌山県の人事委員会勧告は会計年度任用職員について給与実態から対象として除外しています、一般職と同様に引き下げる理由は何かということに関連しておりますので、2点について先にお答えします。

会計年度任用職員に対する総務省から人事院勧告等に関する全国人事担当課長・市町村担当課長会議が開かれまして、県の市町村課のほうに参加しております。この中で質疑応答の中で、会計年度任用職員の期末手当の改定について、各団体の実情に配慮しながら常勤職員の改定に準じて改定することが基本と考えるとの回答がされております。それと、国から出されております本年4月からの会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルのQ&Aの中に、「会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数等、具体的な制度設計はどのように行うべきか」の問いに対して、「会計年度任用職員に対する期末手当の支給額の計算については、具体的な詳細についても常勤職員との権衡等を踏まえて定めることが適当である」とされております。これを踏まえまして、一般職員等は令和2年12月支給分から0.05月分の減額措置を行う条例案を上程させていただいておりますが、会計年度任用職員については、1会計年度での任用であることから、令和3年度の任用分から期末手当の率を変更することとし、常勤職員の改定に準じた改定としております。これが1番と2番のお答えになるかと思えます。

3番の条例改正による影響は7時間30分働いている職員ではどのぐらいになります

かということで、これにつきましては、令和2年度につきましては会計年度任用職員の方は減額がありませんので、令和3年度の方で、計算の根拠が来年度の数値となるために推計値となりますが、職種にもよりますが7時間30分であれば8,100円程度と見込んでおります。全体金額につきましては83万円程度と見込んでおります。ただし、これにつきましては推計値となります。

会計年度職員の期末手当の引下げについて国からの指導はどのようなものでしょうかということで、冒頭ご説明させていただいたとおり、人事院勧告等に関する全国人事担当課長・市町村担当課長会議で出されておりますように、常勤職員の改定に準じて改定することが基本であるとされておりますので、それを基に改定を行っております。

会計年度任用職員の特別給は今年度、年間2.6と、一般職給に比べ低く抑えられているため、一般職給と同じ支給割合で引き下げると較差が一層広がることになるが、その点はどう考えるかということで、これにつきましては、期末手当は一般職も会計年度任用職員も同じ率の2.6になります。会計年度任用職員の方については勤勉手当が支給されておられません。会計年度任用職員の勤勉手当が支給されないことにつきましては、期末手当以外の手当は支給されておられません、勤勉手当について総務省の有識者研究会の報告書の提言において今後の検討課題とされております。今後、期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とすべきということで、制度設定のときには勤勉手当は支給しないということで国のほうからQ&Aで来ておりますので、支給はされておられません。

以上になります。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

会計年度職員の期末手当引下げについて、2018年10月16日に総務省自治局から示された会計年度任用職員の導入に向けた事務マニュアルを参考にしているというのが今の答弁でした。示されたマニュアルのQ&A、問13-8に、「常勤職員の給料表に改定があった場合、非常勤の給与改定についてはどのように取扱いをすればよいか。また、会計年度任用職員の勤務条件は人事委員会勧告の対象となるのか」という問いに対して、「非常勤職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本と考えるが、各団体の実情に応じて適切に判断いただきたい」とあり、これを参考に引き上げることを判断したとのこと。

そもそも常勤職員の給与の改定に準じて給与の改定をしようとするなら、常勤職員の期末勤勉手当に近づけることが必要です。国は、そのようにしております。

それで、同じ問いに、「会計年度任用職員の給与の決定について、人事院勧告が必要事項であるとはいえないが」と言っているんですね。「いえないが、各人事委員会において必要に応じ、給与をはじめとする会計年度任用職員の勤務条件に係る人事委員会勧告を行うことは否定されない」と書かれているわけです。ですから、それを受けて和歌山県の人事委員会は会計年度任用職員を対象外から外して、ほんで期末手当を引き上げる必要はないという判断なわけです。ですから前の部分だけを取り出して判断するのではなくて、きちんと後ろの部分まで読んでいただいて、きちんと国の趣旨を理解していただきたいと思います。

それと、2020年の1月31日に追加マニュアルとして通知が出されています。追加された給与決定の考え方ということで、問13-11で、「4月の施行に当たって、会計年度任用職員の給与はどのような水準とすべきか」という問いに、「会計年度任用職員の給与については、一般職の常勤職員と同様、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の考え方にに基づき、決定されるべきである」と。「具体的に、給料・報酬の基準については、各会計年度任用職員の類似する職務に従事する常勤職員に属するサービスの級の初号給の給料月額を基礎として、職務内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技能及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきである」となっています。民間給与と常勤職員との均衡を図ることが改正の趣旨だということですから、このような文書を議論して検討してきたのか。

それと、正規職員の4.5か月の0.05月はマイナス1.1%ですが、会計年度任用職員の2.6月の0.05月はマイナス1.9%で、大きな引下げになります。また格差が広がるということになります。先ほど述べたような国とは違う条件の中で判断するという点に対して検討はなされたのですか、まず1点です。

次に、勤勉手当が支給されている国とは違い、県の人事院勧告の対象となっていない期末手当を引き下げるのは人事院制度に反するのではないですか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今の質疑には答えますけれども、質問には答えません。

この条例案につきましては、上富田町として実情に応じて私が判断して条例として提案しているものであります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

それでは、県の人事院勧告というのは意味がないということですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

県の人事院勧告のほうを勘案して町として判断しました。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第82号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に反対討論を行います。

人事院の公務員人事管理に関する報告では、非常勤職員の適切な処遇の確保について、非常勤職員の給与については引き続き常勤職員との均衡をより確保し得るよう取り組んでいくとしています。つまり人事院は、会計年度任用職員の給与等の処遇は正規職員との均衡がまだまだ取れていないので、より確保できるよう取り組んでいくようにとっています。

また、県の人事院勧告でも同じように、「各任命権者は、会計年度任用職員について、任用、給与、勤務条件等に関する規定を整備したところであるが、他の職員との均衡等を考慮しながら、適切に運用するとともに、制度の円滑な推進に努める必要がある」と言っています。

国は、89%の非常勤職員に期末手当と勤勉手当の両方を支給しています。総務省自治行政局公務部会、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル、平成30年10月のQ&Aでも、「会計年度職員の給与の決定について、人事院勧告が必須であるとはいえないが、各人事委員会において必要に応じ、給与をはじめとする会計年度

職員の勤務条件に係る人事委員会勧告を行うことは否定されない」。各人事委員会とは、上富田町の場合、和歌山県の人事院勧告であり、国と地方とでは給与の状況が違うので、地方の人事委員会の判断でよいと言っている。和歌山県の人事院勧告は、会計年度職員の期末手当の引下げを勧告していません。それは、すなわち会計年度職員の期末手当の引下げは必要ないと言っているということです。

令和2年1月31日に、質疑応答の追加についてという通知が出されています。「会計年度職員の給与については、一般職の常勤職員と同様、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則に基づき、決定すべきである」。民間給与と常勤職員給与との均衡を図ることが改正法の趣旨です。

今回の提案は、国のように勤勉手当が支給される同じ条件まで格差を埋めていないのに、引下げで格差を広げるものです。会計年度職員は、期末手当相当分、2.6月との支給になっています。正規職員の4.5月の0.05月はマイナス1.1%に対して、会計年度職員の2.6月の0.05月はマイナス1.9%で、大きな引下げとなります。条例をつくってまだ1年なのに較差を広げるものです。本町の会計年度職員の給与等の処遇は正規職員に比べて均衡を欠いており、早急に改善すべきです。

以上により、本議案に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

議案第82号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に賛成をいたします。

先ほどから吉本先生が格差格差とおっしゃっていますけれども、そもそも会計年度任用職員として雇っているわけなんですよね。ですから、それは分かっておって雇われているわけですよ。その上で、和歌山県の人事院勧告があったけれども、それを鑑みて町長が町として決めたということに尽きると思うんですね。だから、格差じゃなくて、これは私、区別やと思うんですよ。正職の方と、そういうふうな今で言うた臨時職員ですよ。その区別はあって別にしかるべきであると思うし、町長がそう決めたというのなら、それはそれでいいと思いますよ。私は、この案に賛成いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

私は、議案第82号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に賛成いたします。

松井議員も言われたように、民間と公務員との、実際に公務員のほうが今、コロナで物すごく憂慮をされていると思うんですよ。そして、上富田町の財政のことを考えて、先ほども町長が答弁したように、判断したということですので、私はこのことについて賛成いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第82号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第7 議案第83号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第83号、上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第83号、上富田町総合計画審議会設置に関する条例の一部を改正する条例(案)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第84号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第84号、上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部を改正する条例(案)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第84号、上富田町住居表示審議会設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第85号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第85号、上富田町印鑑条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

今回の印鑑登録証明書のコンビニエンスストアでの交付に対応するため、本条例の全部を改正するものとされていますが、年間どの程度の利用があるのか。コンビニエンスストアへの委託は1件につき幾らの手数料を支払い、委託料はどうなっていくのか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

10番、九鬼議員の質疑にお答えします。

年間どの程度の利用があるのかのご質問ですが、窓口交付としましては、令和元年度の印鑑登録証明書の発行件数としては4,654件です。また、今回のコンビニ交付につきましては、マイナンバーカードの今後の交付率にもよりますが、印鑑登録証明書の発行件数として年間60件程度見込んでおります。

委託する場合の委託料等の金額ですが、発行に係る手数料としましては1件117円の手数料となります。また、ランニングコストとしては、システム利用料等が発生し182万円を見込んでおります。令和3年度、令和4年度につきましては、特別交付税措置の対象として実質費用としては114万程度見込んでおります。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第85号、上富田町印鑑条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第86号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第86号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第86号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10時25分まで休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時22分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第11 議案第87号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第87号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第87号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 2 議案第 8 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 8 8 号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 8 8 号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 3 議案第 8 9 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 3 議案第 8 9 号、上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第89号、上富田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第90号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第90号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第90号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第91号

○議長(大石哲雄)

日程第15 議案第91号、上富田町介護保険条例等の一部を改正する条例(案)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第91号、上富田町介護保険条例等の一部を改正する条例(案)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第92号

○議長(大石哲雄)

日程第16 議案第92号、上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例(案)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより、議案第92号、上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例（案）の件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第93号

○議長（大石哲雄）

日程第17 議案第93号、上富田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。

これより、議案第93号、上富田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第94号

○議長（大石哲雄）

日程第18 議案第94号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

新たな駐車場の値上げですが、入居者の方には説明されているでしょうか。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、山根君。

○産業建設課企画員（山根康生）

10番、九鬼議員の質疑にお答えします。

定住促進住宅の新たな駐車場の賃料の値上げに関する住民への説明ですが、8月2日に、入居者、契約者に説明会を行っております。また、欠席者につきましても資料送付と意見照会を行っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第94号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第95号

○議長（大石哲雄）

日程第19 議案第95号、上富田町学校給食センター条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第95号、上富田町学校給食センター条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第96号

○議長（大石哲雄）

日程第20 議案第96号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第96号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第97号

○議長（大石哲雄）

日程第21 議案第97号、公の施設の指定管理者の指定についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

ちょっと確認のために質問させていただきます。

頂いた参考資料、公の施設の指定管理者の指定について「道の駅くちくまの」資料一式という中の4ページ目に、「施設の運営について」の1の後ろから2行目の出品手数

料のことについての記述があるんですが、ちょっと確認ですが、「町内の法人又は町外事業者30～40%とする」と書かれておるんですが、これは町内の法人は30%で、町外の実業者は土産物店のいろいろな商品を作るものに依じて町外は30から40%の範囲での手数料にするということであるのかという点と、以前、他の土産物店と手数料が違って、金額が違うことのないようにということは向こうのほうで適切な対応をされるのかというのをちょっと聞かせいただけますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

6番、吉本議員のご質疑にお答えします。

こちらで記載されております「町内の法人又は町外事業者30～40%とする」と書いておりますが、これについては、町内の法人を30にするとか町外の実業者を40にするということではなくて、町内の法人、ここは「または」という書き方をしておりますが、町内の法人及び町外の実業者に対しては30から40%の間で行うと、そのようにプレゼンテーションでは聞いております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

すみません。以前は、町内は30%ということではなかったんでしょうかね。町外はあれですけども、町内は30%ということやってきたんではなかったのかなと思うんですけども、そうではないんですか。結論としてこうなったということなんですか。ちょっとそこを聞かせていただきますか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えします。

結論として、町内町外にかかわらず法人そして町外の実業者については30から40の間にしていくと。当然これは民間の実業者と民間の実業者の間の話合いの中で決められるものかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

今年も去年度もそういう同じ対応で進んできたということですかね。変わらなかったら別にいいんですけども、高くなったとかということが起こらなければあれなんですけれども。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

今回の場合、特に向こうから指し示していただいているのがこのような内容で、町内の法人または町外の法人に対しては30から40%ということでプレゼンテーションを行いました。その結果として、この業者が適正であると認めましたので、前回はどうかというのはちょっと僕、今、把握しておりません。ただ、前回は30から40%の範囲内に収まっていたということの確認はしております。だから、町内の業者で40%払っていたのか、全てが30%であったのかどうかについては私も今手持ちの資料はございませんけれども、今回のプレゼンで示してくれているのは、町内の法人、町外の事業者については30から40%ということでプレゼンテーションの中で聞いて、それで決定をしたものであります。以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

この参考資料の中でちょっとお聞きします。

この中で7ページの計画があるんですよね、売上げの計画。町に対して納付金、令和3年度は1,300万円になっていきますけれども、令和4年度は減っているんですね、1,280万ですか。そのことを、すみませんけれども、お願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

12番、木本議員のご質疑にお答えいたします。

まず、令和3年度においては、令和元年度の売上げに対する10%相当ということで1,300万円としております。基本的に仕様書では前年度の売上げに対する10%としております。したがって、令和3年度においてはまだ令和2年度の売上げが分からないということで、令和元年度をそれを採用しているということでございます。

そして、令和4年度につきましては、令和3年度の売上げは先方からは1億2,80

0万円、令和3年度では1億2,800万円の売上げがあるだろうという想定の下、その10%として1,280万円というふうになっております。

基本的に事業者としては、当然、売上げを上げるべく努力もするんですけども、もう一つは今のコロナ禍という厳しい状況もありますので、この両にらみの中でそろばんをはじいたらこのような設定になったというふうに聞いております。

以上でございます。

(「了解」と木本議員呼ぶ)

○議長(大石哲雄)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第98号

○議長(大石哲雄)

日程第22 議案第98号、公の施設の指定管理者の指定についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、木本君。

○12番(木本眞次)

細かいことばかり聞くんですけども、これも計画表が出ています。初めての施設を

使う人で、次年度については使用料はただ、それは認めますけれども、それからこれを見ていたら、売上げが上がって収益があるのにずっとなし、なし、なしと書いているんですよけれども、どういう訳ですか。使用料ですよ。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

12番、木本議員の質疑にお答えいたします。

産業振興・交流施設「彦五郎」は、売上額の一定率ではなく、指定管理期間中の収支を勘案し、毎年度、町に納付金を納付する提案ができることとしてございます。

初年度の収支予算では十分な収入を得られる状況ではありませんが、今後、収益向上を目指したものであり、次年度以降の納付金については、応募者と相談の上、決定していきたいと思っております。

以上でございます。

（「了解」と木本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第98号、公の施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大石哲雄）

日程第23 議案第99号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第6号）の件について質疑を行います。

一括で、まず歳出から行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

歳出ですから、19ページの真ん中ほどの13節の委託料。文化会館太陽光発電計測監視装置の設定委託料と、その下の18節の文化会館太陽光発電計測監視装置購入費やけども、これは今までそういうふうな監視装置というのはそもそもついてなかったんですか。ついてなかったんだったら、今この必要性というのはどういったことで判断されたのかというのをお聞かせください。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

8番、松井議員の質疑にお答えいたします。

文化会館太陽光発電計測監視装置システムにつきましては、今現在もついております。これにつきましては、今回上げさせてもらったのは、計測する機械が故障したため今回計上させていただいたものとなります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

ページ35ですが、農林水産費の中で18節で備品購入費として熊野牛購入費となっていますが、これは備品購入費ではなくて、全協での説明からしたら補償費にならないのかというのがちょっと疑問なので、説明をお願いします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしく申し上げます。

九鬼議員の質疑にお答えします。

熊野牛購入費の科目のお話ということで、財政のほうでご説明いたします。

こちらは、熊野牛を買っていただいた方から一旦買うことにいたします。収入のほう、歳入のほうの14ページ、15ページ、諸収入、雑入というところで、一旦所有者から買った牛を売り払う収入として35万円を計上させていただいています。委員会等で、55万円で買った牛を35万円で売ってしまって、その差額20万円が補償みたいなお話をしますけれども、売り買いの競りとか入札——入札というよりは実際競りですけれども——という感覚との差額でございまして、買った値段より安く売ってしまっている部分ではございます。それはそれでご了解いただければと思いますが、科目については、一旦所有者さんから牛を買って、行政のほうで売るというふうな扱いです。備品購入費と。総務省から来るマニュアルでは、こういうものについては一旦買い上げるということで備品購入費としなさいというようなマニュアルを見つけましたので、備品購入費という扱いにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

どうしてそういうことをしたんだという理由を言うてもらわなったら。それはまた30万で買って売ったのは分かったあるねんけれども、どうしてそういうことをしたかということ。

産業建設課長、栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

議員の質疑にお答えさせていただきます。

内容につきましては、朝来・大谷地区の畜産団地につきましては、昭和54年から57年度に同和対策事業、共同畜舎として建設されてございます。当時は22名、500頭のホルスタイン種を飼育しておりましたが、平成3年に肉牛の輸入が自由化され、利益が減少したことにより、令和2年……

（「短く」の声あり）

○産業建設課長（栗田信孝）

短く。

しかし、1名の方が飼育されているため、畜舎を解体するのに方向性が見えない状況でありました。飼育者は、令和2年8月に熊野牛子牛市場にて55万円で入札で落としております。その中で、飼っている方が、今度、私が飼っている牛をすぐに55万で買ってくれるのであれば私は撤退しますよということになりましたので、急遽うちのほうで買うようにいたしまして、ただ、すぐに買ったところで職員のほうで牛を飼うことができませんので、和歌山のほうへ売却させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

産業民生常任委員会では分かっておるけれども、何や分からんねん。町長、ちょっと答弁してやってくれ。

町長。

○町長（奥田 誠）

今、担当課長のほうからちょっと分かりにくかったと思いますので、全体的には、この間の全員協議会でも説明させていただきましたが、畜産団地の畜舎の全体的な構想で、アスベストのほうに含有量があるということで、あれを解体したいということを第一に考えまして、あそこの撤退をしてもらうために、その方から牛を1頭買って、それを売買して、残りの分を支払いしたという形になります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

私が聞きたかったのは、備品購入費という項目がどうなのかなという。牛を備品購入でというふうに、それだけ聞きたかっただけで、そういう経過はもう既に全員協議会で知っておりますので、ただ、この節だけが何で備品購入費という節なのかと、その説明だけ聞きたかっただけです。

（「余計なこと言うて、議長、申し訳ございませんでした」
の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、続けます。

ほかに質疑ありませんか。

2番、正垣君。

○2番（正垣耕平）

43ページの9款教育費、2項小学校費の14節使用料及び賃借料のインターネットドメイン使用料とあるんですけれども、インターネットドメインというたらホームページをつくる時の住所のようなものになってくるんですけれども、今度、小学校でホームページを持つということなのか。今まであったのかなとちょっと引っかけたのがあるんですけれども、中学校ではないので、既にホームページを持たれているのでドメインが必要ないのかなというところなんですけれども、これ、必要があったのか、G I G Aスクール構想と関係あるのかというところを教えてください。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

2番、正垣議員のご質問にお答えします。

ドメインということで、先にドメインとは、正垣議員さんもおっしゃったように、ネット上の住所に当たるn e . j pとかc o . j pとかl g . j pといったウェブ上のサイトがどこにあるか判別するもので、その使用料となります。これ、一旦小学校のほうの共通管理費の中で使用料として補正させていただくものでありますけれども、今回、G I G A端末1, 3 5 0台導入したことによる使用料とっていただいたらと思っております。初年度は1万1, 0 0 0円、次年度からは7, 0 0 0円が使用料としてかかる予定でございます。今回1, 3 5 0台を導入した影響により、この使用料を設定させていただくこととなります。よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

2番、正垣君。

○2番（正垣耕平）

そしたらば、これ、小学校費ですけれども、中学校も含めた6校で共通使用していくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

小学校、中学校に分けることができないために、共通管理費ということで小学校にあるので、そこで主に共通使用としております。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

1番、山本君。

○1番（山本哲也）

同じページ、43ページのところで、小学校費、修学旅行先変更手数料12万2, 000円となっておりますけれども、私の知ってる範囲では変更手数料かかってないとも聞いていたんですけれども、この辺ちょっともう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

1番、山本哲也議員のご質問にお答えします。

修学旅行の行き先変更手数料としては、9月補正で岡小学校が事例がありました。今

回この補正でということなのですが、秋にほかの小学校がありまして、朝来小学校の場合に適用するのでありますが、朝来小学校が1名当たり1,275円、95名分の変更手数料がかかるという申出がありまして、この補正をするに至ったものであります。ほかの小規模の市ノ瀬、岩田、生馬小学校については、ございません。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

1番、山本君。

○1番（山本哲也）

ありがとうございます。

ちなみに、小学校の修学旅行とかはG○T○系のやつは使われたんでしょうか。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

G○T○系の事業を使ったのは、朝来以外は使っているように聞いておりますけれども、G○T○系についてはよく分からないというところで、申し出がありました。

以上です。

（「G○T○系を使ったのか使っていないか」の声あり）

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

G○T○系を使った学校は、市ノ瀬、岩田、岡、それから生馬。朝来小学校については使っていないという状況でございます。

○議長（大石哲雄）

1番、山本君。

○1番（山本哲也）

じゃ、朝来小学校は使われていないということで、なぜ使われていないんでしょうか。

○議長（大石哲雄）

中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

早く行けるといったようなことで、地理的な関係だと思います。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは次に、歳入一括で申し上げます。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

全体でありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第99号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第6号）に対する賛成討論をします。

今回、一般会計補正予算の中の民生費の保育所運営費、節の項目に公有財産購入費として、なのはな保育所駐車場用地購入が計上されています。そもそも宅地造成会計でこの土地を購入したとき、その必要性があったかどうか疑問に残るところですが、現在、なのはな保育所の行事等の際に利用していること、また、コロナ禍の中で子供たちがボール遊びや農園として活用していると全員協議会で説明がありました。農園については四季折々の農作物の世話や収穫の喜びを通じて食の大切さを肌で感じる保育実践に取り組んでいただくとともに、さらなる活用を心がけていただければと思います。

また、なのはな保育所の駐車場購入が民営化に道を開くものにしないことを要望し、議案第99号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第6号）に対する賛成討論とします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第99号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第24 議案第100号

○議長（大石哲雄）

日程第24 議案第100号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第100号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第25 議案第101号

○議長（大石哲雄）

日程第25 議案第101号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

23ページの上から2番目の13節委託料の例のたすけあいくちくまのステーションの事業委託料で100万円減とお聞きしました。その根拠は、コロナ禍でいろいろ会議等も開けなかったよということを説明を受けたんですけれども、コロナがなかったら、やっぱり満額だったという認識ですか、コロナがなかったら。精査した結果ね。

住民生活課企画員、宮本君。

○住民生活課企画員（宮本真里）

8番、松井議員の質疑にお答えいたします。

たすけあいくちくまのステーションの100万減額につきましては、11月末までの2名対応の稼働時間で積算しております。その中で300万円上げた中の研修会等の分は100万円程度ありまして、コロナ禍がなければ、その分の講演会や研修会、あと養成講座等を開催する予定でございましたので、その認識でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

減額理由、よろしいか。

（「また次の機会に聞きます」と松井議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第101号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第102号

○議長（大石哲雄）

日程第26 議案第102号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第102号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27 議案第103号

○議長（大石哲雄）

日程第27 議案第103号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第103号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第28 議案第104号

○議長（大石哲雄）

日程第28 議案104号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第104号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第29 議案第105号

○議長（大石哲雄）

日程第29 議案第105号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第105号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第30 議案第106号

○議長(大石哲雄)

日程第30 議案第106号、令和2年度上富田町水道事業会計補正予算(第1号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第106号、令和2年度上富田町水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 3 1 議案第 1 0 7 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 1 議案第 1 0 7 号、令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 1 0 7 号 令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 3 2 議案第 1 0 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 2 議案第 1 0 8 号、上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

よろしくお願いたします。

議案第 1 0 8 号、上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負

担に関する条例。

上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のように制定する。

令和2年12月18日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(案)。

上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。この条例につきましては、一般的に選挙運動期間が短く、選挙運動区域が狭い等の理由から今まで公費負担の対象となっていなかった町村議会議員選挙及び町村長選挙においても、公職選挙法の一部改正に基づき、選挙運動用の自動車の使用及び選挙運動用のビラ、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関して必要な事項を条例で定めるものであります。

第1条は条例の趣旨を、第2条から第5条では選挙運動用自動車の使用の公費負担について、第6条から第8条では選挙運動用のビラの作成の公費負担について、第9条から第11条では選挙運動用ポスターの作成の公費負担について、第12条では委員会への委任を規定しております。

4ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとし、適用については、公布の日以後その期日を告示される選挙について適用するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山本君。

○11番（山本明生）

アバウトですけれども、大体町の出費、どれぐらいになると予定しておりますか。それだけです。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

11番、山本議員の質疑にお答えします。

これにつきましては、立候補される候補者の数及び選挙にならない可能性もあります

し、それについて、ちょっと金額等はまた試算しておりません。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

（「いいです、いいです」と山本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第108号、上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第33 諮問第1号～日程第34 諮問第2号

○議長（大石哲雄）

日程第33 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件及び日程第34 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

氏名、大隈優子、住所、上富田町南紀の台60番11号、生年月日、昭和39年2月6日。

令和2年12月18日提出。

上富田町長奥田誠。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長は、法務大臣に対し、町議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者を候補者として、議会の意見を聴き推薦することと定めています。こうしたことから、今回、大隈優子氏を推薦いたしたいと存じます。

大隈優子氏は、現在、人権擁護委員であります。令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたいと存じます。大隈氏は、同委員として4期12年の経験以外に、上富田町人権推進委員としても幅広い人権啓発活動を行うなど、人権擁護委員にふさわしい人格と経験を有し、適任であると考えますので、同意方よろしくお願い申し上げます。任期につきましては、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間となっております。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

氏名、深見はつみ、住所、上富田町岡78番地、生年月日、昭和24年3月7日。

令和2年12月18日提出。

上富田町長奥田誠。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、諮問第1号で説明したとおりとなっております。こうしたことから、今回、深見はつみ氏を推薦いたしたいと存じます。

深見はつみ氏は、現在、人権擁護委員であります。令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦したいと存じます。深見氏は、同委

員として2期6年の期間において35年の教職員の経験を生かし、幅広い人権擁護活動を行うなど、人権擁護委員にふさわしい人格と経験を有し、適任であると考えますので、同意方よろしくお願い申し上げます。任期につきましては、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間となります。

以上、ご同意よろしくお願いをいたします。

○議長（大石哲雄）

2件に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号の件は適任とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号の件は適任とすることに決しました。

○議長（大石哲雄）

日程第35 議案第109号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第109号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、藪内博文、住所、上富田町朝来162番地の7、生年月日、昭和30年5月31日。

令和2年12月18日提出。

上富田町長奥田誠。

上富田町朝来財産区管理会委員の選任理由について。

議案第109号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任につきましては、このたび榎本克明氏より、今限りで管理会委員の職を辞したいとの申出がありました。榎本氏につきましては、平成9年から6期24年の長きにわたり上富田町朝来財産区管理会委員として務められました。また、2期目の平成13年から5期20年連続で会長職を担っていただき、地域の発展のためにご尽力をいただきました。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

後任の委員として藪内博文氏を上富田町朝来財産区管理会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。藪内博文氏は、地域の実情に精通し、また地域住民からの信望も厚く、適任であると考えますので、議会の選任、同意方よろしくお願い申し上げます。なお、任期期間は令和3年2月10日から令和7年2月9日までの4年間となります。

以上、ご同意よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第109号、上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第109号について同意を求める件はこれに同意することに決しました。

△日程第36 発委第4号

○議長（大石哲雄）

日程第36 発委第4号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の件を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読します。

発委第4号。

上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富田町議会委員会条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月18日提出。

提出者、上富田町議会議会運営委員会委員長山本明生。

以上です。

○議長（大石哲雄）

提出者の説明を求めます。

11番、山本明生君。

○11番（山本明生）

上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

提案理由につきましては、上富田町課設置に関する条例の改正に伴い、所要の改正の必要がありますので、本条例を提案します。

改正内容につきましては、第2条中の一部を改める改正となっています。

第2条中で、「総務教育常任委員会」を「総務文教常任委員会」に改め、「総務政策課」を「総務課」と「振興課」に改めます。「産業民生常任委員会」を「厚生建設常任委員会」に改め、「産業建設課」を「建設課」に改め、「住民生活課」を「住民課、長寿課、福祉課」に改める改正となっています。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしています。

なお、改正内容については、次のページで参考資料として新旧対照表を示していますので、お目通し願います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発委第4号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第37 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第37 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第38 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第38 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

この場合、申出書を事務局長から報告させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

報告いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会家根谷美智子委員長より28項目、産業民生常任委員会松井孝恵委員長より24項目、議会広報特別委員会正垣耕平委員長より1項目、議会運営委員会山本明生委員長より3項目、以上となっております。

また、目的については所管事務調査、3、方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

それでは、ただいま報告いたしました各委員会からの閉会中の継続審査並びに所管事務調査についての申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育長、梅本君。

○教育長（梅本昭二三）

失礼いたします。

貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

平素は、議員各位におかれましては町教育行政にお力添えをいただき、ありがとうございます。お礼申し上げます。

私ごとで申し訳ありません。任期途中でありますが、一身上の都合により、令和3年3月31日をもって教育長職を辞させていただきたく町長に申出をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、お礼のご挨拶は3月議会で改めて申し上げますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

教育長さんにおかれましては、長い間、大変ご苦労さまでございますと言いたいところなんですが、まだ3か月ございます。激務とは思いますが、最後まで上富田町の学校教育はじめ行政教育の向上にご尽力いただきますことをお願い申し上げます。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和2年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告議案につきまして慎重審議をしていただき、全てを承認いただきまして、誠にありがとうございます。

承認していただいた議案の中には、令和元年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定がありました。決算審査特別委員会の審査中にご指導をいただいたことや口頭による個別指摘事項、河川公園等の管理につきましては、今後、行政運営の中で改善できるように努力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

まず、先ほど報告のありました梅本教育長より任期途中になりますが一身上の都合により令和3年3月31日をもって教育長の職を辞したいとの申出があり、これを受理いたしました。梅本教育長におかれましては、残り約3か月余りの期間、体調管理には十分注意して頑張ってくださいますようお願い申し上げます。

次に、今年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症により、町民の皆様の生活や社会経済活動に大変深刻な影響を与えた1年でした。

2月18日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、防災行政無線やホームページ、広報紙等で様々な情報発信や知事からの自粛要請などにも対応してまいりました。まず町民の命と健康を守ることを重視し、小中学校の臨時休校をはじめ町主催の行事の中止、施設等の利用休止などを実施し、この間、町民の皆様には大変なご不便をおかけしましたが、皆様のご理解とご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の支援に基づき、特別定額給付金事業、2回の商品券支給事業、上富田町内事業者持続化支援金事業など様々な事業に取り組みました。今議会で承認いただきました一般会計補正予算、総務費の生活支援給付金事業では、来年2月上旬頃に、家庭への支援を目的とした住民1人当たり5,000円の生活支援金を給付します。

コロナ禍にあっても未来を託す子供たちが輝くまちづくりのため、小中学校のトイレの洋式化をはじめ、児童生徒に学習ドリルと図書、1人1台のタブレット端末の購入や小中学校への冷水機の設置などの取組も行いました。

現在、新型コロナウイルスの終息のめどが見られない状況の中、引き続き感染拡大防止と経済対策に取り組んでまいります。今後とも町民の皆様の意向を踏まえまして町政運営に取り組んでまいります。町財政が非常に厳しくなることもご理解いただけますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における寄附につきましては、9月15日の第3回定例会で説明した以降、9月30日に株式会社第一精工舎、石田恭彦様より銅の殺菌用手すりカバーなどを頂きました。また、教育関係では、株式会社光和設備、有本和貴様より寄附金30万円、株式会社アステムソリューション、秋月伸尚様より市ノ瀬小学校に電子黒板1台、和歌山電工株式会社、木下智雄様より各小中学校と適用指導教室に電子黒板計7台、次に、母子保健関係では、深見助産所、深見昌子様より寄附金20万円、次に、児童福祉関係では、国際ソロプチミスト和歌山紀南様よりはるかぜ、なのはな保育所に絵本の寄贈など、今回、多くの皆さんからご寄附やふるさと納税をしていただきました。皆様に改めて深く感謝を申し上げます。厚くお礼を申し上げます。

次の町議会定例会までには縮小した行事が予定されていまして、1月3日には成人式、

2月27日には新春子ども議会が開催されますので、議員各位におかれましてもご協力いただけますようお願いを申し上げます。

本日で、特別な事情がない限り、今年最後の議会となります。

令和2年につきましては、議員の皆さんにご協力いただきましたことに深くお礼を申し上げます。

今年も残すところあと13日間ですが、皆様には時節柄一層ご自愛を賜り、町民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さんが無事年越しされ、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、令和2年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和2年第4回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 松井 孝恵

議事録署名議員 樫木 正行